

財政基盤強化に向けた 取り組み

令和3年度

江差町財政課

目 次

1. 目的	1 ページ
2. 取り組み項目	1 ページ
3. 補助金等の見直し	2 ページ
4. 事務事業の見直し	8 ページ
5. 公用車の配置台数の見直し	10 ページ
6. 財源確保の取り組み	15 ページ
7. ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策	17 ページ
8. 効果額のまとめ	22 ページ

1. 目的

当町の近年の財政状況を見ると財政調整基金の取り崩しによって予算を編成している状況です。

また、財政の健全化度合いを表す指標の一つである実質公債費比率は、平成27年度決算では14.2%まで低下しましたが、それでも全道で高いほうから16番目でした。その後は上昇を続け15～16%台で推移していますが、平成29年度からは全道のワースト5から抜け出せない状況で全国的・全道的にも高い水準となっています。

そのため、事務事業や補助金の見直しなどにより、収支の改善や基金への依存度合いが低い財政運営が可能となること、実質公債費比率がさらに下がることを目的に財政基盤強化の対策案を検討してきました。

2. 取り組み項目

財政基盤強化の対策として、次の項目に取り組んできました。

- ・補助金等の見直し
- ・事務事業の見直し
- ・公用車の配置台数の見直し
- ・財源確保対策の取り組み
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策

以下、各取り組み項目の内容を記載していきます。

3. 補助金等の見直し

(1) 見直しの視点と対応方針

見直しするにあたっては、公益性や必要性などの項目ごとにどのような視点で各補助金を点検するか、どういう見直しの対応をしていくのかの方針を定め取り組みました。

項 目	見直しの視点と対応方針
公益性	【視点】 ① 補助先の予算決算・事業計画及び事業報告が明確にされているか。 ② 公金を投入することに住民に理解が得られるか。 【対応方針】 (1) 補助先への指導 (2) 補助対象経費と補助金額の検証 (3) 町税等を滞納している対象者への補助金等の非交付
必要性	【視点】 ① 制度の目的及び効果が明確となっているか。 ② 創設当初と事情が変化し、目的や行政ニーズが失われていないか。 ③ 既に目的が達成されていないか。 ④ 事業量・対象経費が減少していないか。 ⑤ 国・道の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。 ⑥ 他課の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。 ⑦ 民間の補助制度が活用できないか。 【対応方針】 (1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討 (2) 統廃合の検討 (3) 終期の設定
効率性	【視点】 ① 経費に対して十分な効果が上げられているか。 ② 事業量・対象経費が減少していないか。 ③ 国・道の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。 ④ 他課の補助制度と重複していたり類似の制度がないか。 ⑤ 民間の補助制度が活用できないか。 ⑥ 省力化・執行上の工夫により経費縮減が可能ではないか。 ⑦ よりコストの低い手法が検討できないか。 【対応方針】 (1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討 (2) 統廃合の検討 (3) 補助先への指導 (4) 補助対象経費と補助金額の検証

項 目	見直しの視点と対応方針
適正性	【視点】 ① 法令等に違反していないか。 ② 支出の内訳や補助対象経費の積算根拠が明確であるか。 ③ 交付された補助金の使い切りとなっていないか。 【対応方針】 (1) 縮小（補助金額の引き下げ）、休止、廃止の検討 (2) 統廃合の検討 (3) 補助先への指導 (4) 補助対象経費と補助金額の検証
対象経費	【視点】 ① 事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことが不適切と考えられる経費が補助対象経費とされていないか。 (a) 人件費 補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。ただし、その場合であっても人件費に係る分については算定根拠を明確にすること及び特別な理由が認められる場合以外は前年度からの引き上げを認めないこと。 (b) 食糧費 会議や講演会における講師のお茶代及び補助事業等の目的が飲食を伴うものである場合を除く。 (c) 交際費、慶弔費、親睦会費等 (d) 補助対象事業等の目的達成に直接関係のない視察や研修の経費 (e) 基金等の積み立てを目的とした経費 (f) 他団体への貸付金 (g) 賠償金、償還金、借入金利子等 補助事業等の目的が償還金の支援である場合を除く。 (h) 上記に掲げるものの他、事業に直接関係のない、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費 【対応方針】 (1) 補助先への指導 (2) 補助要綱等の整理（対象経費・対象外経費の明確化） (3) 縮小（補助金額の引き下げ）
他団体への間接補助	【視点】 ① 他団体へ補助金の再補助をする場合は事業の効果や使途が明確になっているか。 【対応方針】 (1) 補助先への指導

項 目	見直しの視点と対応方針
	(2) 補助要綱等の整理（対象経費・対象外経費の明確化） (3) 縮小（補助金額の引き下げ）
自己財源	【視点】 ① 会費の徴収等、自主財源の確保に努めているか。 ② 一定の負担能力を有するなど自己財源で運営又は事業が可能ではないか。 【対応方針】 (1) 補助先への指導 (2) 縮小（補助金額の引き下げ）
繰越金	【視点】 ① 余剰金や繰越金が発生していないか。 【対応方針】 (1) 事業補助については交付額から余剰金と同額を減額・返還 (2) 運営補助については支出総額の1割を超える繰越金が生じた場合、次のとおり翌年度で減額（繰越金＞支出総額×0.1の場合に限る） 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） （例） 115,000円 > 1,000,000円×0.1 350,000円－（115,000円－100,000円） ＝335,000円 ※翌年度の補助交付額
補助率	【視点】 ① 補助率（額）は、団体等の主体的な活動の促進、行政の補完的役割の観点から見て妥当性があるか。 【対応方針】 (1) 補助率の上限設定 原則 1／2 特に行政の強い支援が必要と認められるもの 2／3（ただし、継続して同一の補助先に交付する場合は終期を設定すること）

(2) 見直しの内容

- ① 別紙「補助金等の見直し一覧」のとおり見直しすることとしました。
- ② 次のとおり「江差町補助金等事務処理基準」を定め、公平性・透明性を高めるとともに、補助金等執行の適正化を図っていくこととしました。

(3) 見直しの効果額

37,837千円

（令和4年度から分 32,463千円）

（令和5年度から分 5,274千円）

（令和6年度から分 100千円）

江差町補助金等事務処理基準（案）

令和 年 月
財政課財政係

第1 目的

補助金等の交付に関して統一かつ基本的な考え方について基準を定め、公平性・透明性を高めるとともに、補助金等執行の適正化を図っていくことを目的に当基準を定めるものとする。

第2 交付要綱の整備

(1) 補助金等の交付にあたっては、交付の目的や手続き等の明確化を図るため江差町補助金等交付規則（昭和54年規則第1号。以下「規則」という。）及び本基準に則った交付要綱を整備するものとする。ただし、次の各号に掲げるものはこの限りでない。

- ① 単年度限りで交付する補助金等
- ② その他町長が認めた補助金等

(2) 交付要綱には、次に掲げる規定を設けるほか、個々の補助金等の内容に応じて、必要な規定を加えたものとする。

- (ア) 目的
- (イ) 補助対象者
- (ウ) 補助対象事業
- (エ) 補助対象経費
- (オ) 補助金等の交付額（補助率、補助基準額など）

第3 補助金等の交付対象者

補助金等は、次に掲げるもの以外の個人・団体等に交付することができるものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ② 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が、同第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの
- ③ 暴力団又暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるもの
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっているもの

第4 補助対象外経費

補助対象経費は事業や団体運営に要する経費とし、下記の表に掲げる経費は補助対象としないこと。

ア. 事業補助

経費の種類	特 記 事 項
① 人件費	原則補助対象外とする。ただし、事業を遂行するために必要な場合は事業に係る人件費のみ対象とできる。
② 交際費、 慶弔費	－
③ 飲食費	給食事業などの事業自体が飲食に関わるものや講師等の食事代等については対象とする。事業実施主体の構成員や事業従事者などの飲食費については原則補助対象外とする。
④ 負担金等	上部組織に支出している会費、負担金は、原則補助対象外とする。ただし、下部組織に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上補助対象とできる。
⑤ その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

イ. 団体等運営補助

経費の種類	特 記 事 項
① 交際費、 慶弔費	－
② 飲食費	給食事業などの事業自体が飲食に関わるものや講師等の食事代等については対象とする。団体の構成員や事業従事者などの飲食費については原則補助対象外とする。
③ その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

第5 補助率、補助額

事業補助の場合、原則1／2とすること。ただし、町が特に政策的に重点事業と位置付ける場合は2／3とすることができるものとする。

団体等運営補助で定額補助であっても、前年度からの繰越金が多額となっている場合は、減額して交付するものとする。

第6 概算払

交付金額が500千円を超える補助金等の概算払は9割までとすること。

また、事業の実施や団体等の運営に必要と認められる金額に対して概算払できるものとし、過剰に概算払をしないこと。

第7 実績報告、補助金額の確定

実績報告には領収書など支払いを証する書類の写しを提出してもらうこと。支払いしたこ

とが確認できない場合は、補助対象経費から除外し、補助金額を確定すること。

また、補助対象経費と他経費との区分ができないものは補助対象経費から除外すること。

第8 余剰金の取り扱い

事業補助の場合は、補助金額が確定し、既に交付している概算払に余剰金が生じた場合は、返還を命ずること。

第9 繰越金の取り扱い

団体等の運営補助の場合で前年度からの繰越金が補助金額に対して多額である場合（当該年度の支出予算総額の10%を超えている場合）は、減額して交付すること。

減額する額は次の式で求めた額とする。

$$\text{減額する補助金の額} = \text{前年度からの繰越金} - \text{当該年度の支出予算総額} \times 0.1$$

例) 前年度からの繰越金135,000円、令和4年度の支出予算総額863,000円の場合、

$$135,000\text{円} - 863,000\text{円} \times 0.1 = 135,000\text{円} - 86,300\text{円} = 48,700\text{円}$$

令和4年度の団体運営補助金は、48,700円減額して交付となる。

そのため、前年度繰越金が支出予算総額の1割以上の場合は減額して交付することを補助金交付要綱等において規定すること。

第10 適用除外

この基準を適用しない補助金等は、次のとおりとする。

- (1) 制度的補助で町の裁量の余地がないもの。ただし、町が上乗せして補助する場合はこの基準を適用するものとする。
- (2) 単年度において臨時又は緊急を要する措置で、継続性がないもの。
- (3) その他町長が特に必要と認めるものの。

4. 事務事業の見直し

(1) 見直しの視点と対応方針

見直しするにあたっては、どのような視点で各事務事業を点検するか、どういう見直しの対応をしていくのかの方針を定め取り組みました。

見直しの視点と対応方針
【視点】 ① 事業の目的及び効果が明確となっているか。 ② 社会事情等が変化し、目的や行政ニーズが失われていないか。 ③ 既に目的が達成されていないか。 ④ 国・道と重複していたり類似の事業がないか。 ⑤ 他課と重複していたり類似の事業がないか。 ⑥ 費用対効果が低くないか。 ⑦ よりコストの低い手法が検討できないか。 ⑧ 執行上の工夫（ＩＣＴ化・ＡＩ化含む）により効率化・省力化可能ではないか。 ⑨ 安易な前例踏襲で非効率になっていないか。 ⑩ 新たな財源の確保が可能ではないか。 ⑪ 過大な予算となっていないか（執行率が低くないか）。 ⑫ 公費で負担する必要性が低くないか。 【対応方針】 (1) 事業内容・手法の見直し (2) 代替手法の検討 (3) 事業の縮小、休止、廃止の検討 (4) 他の事業との統廃合の検討 (5) 終期の設定の検討

(2) 見直しの内容

- ① 別紙「事務事業の見直し一覧」のとおり見直しすることとしました。
- ② そのほか、事務用品や光熱水費、通信費、旅費については「共通経費の削減のための取り扱い」のとおり取り扱うこととしました。

(3) 見直しの効果額

99,518千円（事務事業見直し95,512千円、共通経費削減4,006千円）
（令和4年度から分 96,455千円）
（令和6年度から分 3,063千円）

共通経費の削減のための取り扱い

項 目	見直しの視点	効果額
事務用品の縮減 (ドッチファイル等)	・ 保存年限が経過した書類等の処分を進め、ドッチファイル、チューブファイル、フラットファイルはリサイクルをします。 ・ 再利用コーナーを設け、上記リサイクルファイルを保管します。 ・ 原則、新品のファイルは使用しない、購入しないようにします。	250
事務用品の縮減 (コピー用紙)	・ F A Xのペーパーレス化を進めていきます。 ・ 各課に1台iPadを配備し、会議資料等のデータ化などペーパーレス化を検討します。 ・ 町議会へのiPad配備や会議資料等のデータ化など、ペーパーレス化の検討を町議会に依頼します。	不明
消耗品費・原材料費・ 備品購入費の縮減	・ 各種消耗品や原材料費、備品購入費中、「～一式」と要求している予算について、一律10%削減します。	2,216
光熱水費の縮減	・ 庁舎電気料の新電力化の検討をします。	1,540
通信費の縮減	・ 道庁、振興局への電話は、北海道総合行政情報ネットワーク電話(防災無線電話)を活用します。	不明
旅費の縮減	・ 旅費は精算することとします。	不明

5. 公用車の配置台数の見直し

(1) 見直しの視点と手法

公用車がどれだけ稼働しているのか状況を調査し、稼働率が低い場合は削減が可能かどうか検討しました。

具体的には、ダンプやショベル、軽トラック、バスなど特殊車両及び介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものは除き、削減が可能な車両18台を対象に平成30年度から令和2年度の3か年の稼働状況を調査分析しました。

(2) 見直しの内容

稼働状況を調査分析した結果及び配置台数の見直しは次のとおりとなりました。

(3) 見直しの効果額

1, 673千円

(令和4年度から分 511千円)

(令和5年度から分 123千円)

(令和7年度から分 691千円)

(令和8年度から分 348千円)

公用車の配置台数の見直し（案）

1. 目的

財政基盤強化の取り組みの一環とするため、公用車の稼働状況を調査分析し配置台数の見直しを検討しました。ただし、ダンプやショベル、軽トラック、バスなど業務に不可欠な車両、介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものは除き、削減が可能な車両18台（詳細別紙公用車一覧表参照）を対象としています。

2. 調査分析の手法

平成30年度から令和2年度の3か年の運行日誌をもとに稼働率を数値化しました。具体的手法は次のとおりです。なお、平日のみを対象としています。

（1）運行データの入力

- ① 8時から18時までを1時間ごとに区切り、10の時間帯を設定しました。
- ② その時間帯のうちで運行が記録されていたら、運行時間に関わらずフラグを立てました。
- ③ 同じ時間帯で複数回運行がされていても、1度としかカウントしないこととしました。
- ④ つまり、1度でも運行が記録されていたら、その時間帯すべて運行しているものとみなしました。
- ⑤ 複数時間帯にまたがった場合は、それぞれの時間帯のすべてを運行しているものとしました。

（2）運行データの分析

- ① 対象車両のそれぞれの運行データを1枚のシートに串刺しにて集計しました。
- ② 対象車両台数に対し、各時間帯で何台が稼働しているかを視覚化しました。
- ③ それを基に以下の数値を算出しました。
 - ・ 最大値（各時間帯のうち、最も同時に稼働している車両数）
 - ・ その時間帯の数（最大値を示している時間帯がどれくらいあるか）
 - ・ 2／3以上稼働（2／3以上稼働している時間帯がどれくらいあるか）
 - ・ 1／2以上稼働（1／2以上稼働している時間帯がどれくらいあるか）

3. 結果

年 度	対象 車両 数	稼働車両 台数最大 値	最大値を記録し た時間帯の数 (分母は総時間 帯数)	2/3以上稼働し ていた時間帯 数	1/2以上稼働し ていた時間帯 数
令和 2 年 度	18	16 (88.9%)	3/2,430 (0.1%)	154/2,430 (6.3%)	668/2,430 (27.5%)
令和 元 年 度	18	15 (83.3%)	2/2,410 (0.1%)	115/2,410 (4.8%)	688/2,410 (28.5%)
平成 3 0 年 度	18	15 (83.3%)	4/2,430 (0.2%)	143/2,430 (5.9%)	804/2,430 (33.1%)
平 均	18	15.3 (85.0%)	3.0/2,423.3 (0.1%)	137.3/2,423.3 (5.7%)	720.0/2,423.3 (29.7%)

3か年の実績で稼働率が最も高かったのは令和2年度の88.9%ですが、わずか3時間帯数しかありませんでした。

2／3以上稼働していた時間帯数は、

- * 最も多い年度（令和2年度）で154時間帯数で全時間帯数に占める割合は6.3%
- * 3か年平均では137.3時間帯数で5.7%

1／2以上稼働していた時間帯数は、

- * 最も多い年度（平成30年度）で804時間帯数で33.1%
- * 3か年平均では720.0時間帯数で29.7%

フル稼働していた時間帯はありませんでした。

4. まとめ

(1) 配置台数の見直し

少なくとも2台は削減できるものと考えられます（総数18台のうち、最大稼働していたのが16台であることから）。

また、対象車両数から1台ずつ減じた台数以上稼働していた時間帯数は次の表のとおりで、12台以上稼働していた時間帯数は総時間帯数の4%～6%程度、11台以上稼働していた時間帯数は9%～11%程度となっています。

どうしてもその時間帯でなければならないのではなく、他の公用車が空いている時間帯にずらすことが可能な用件があるでしょうから、5%前後であれば、影響は限定的であると考えます。

したがって、現在の18台から6台削減することとします。

	台数ごとの稼働時間帯数							
	n	n-1 以上	n-2 以上	n-3 以上	n-4 以上	n-5 以上	n-6 以上	n-7 以上
	18台	17台	16台	15台	14台	13台	12台	11台
令和2年度			3 (0.1%)	12 (0.5%)	36 (1.5%)	72 (3.0%)	154 (6.3%)	276 (11.4%)
令和元年度				2 (0.1%)	12 (0.5%)	39 (1.6%)	115 (4.8%)	217 (9.0%)
平成30年度				4 (0.2%)	17 (0.7%)	55 (2.3%)	143 (5.9%)	282 (11.6%)

(2) 削減する車両と削減の進め方

削減後の車種の台数が偏らないように実施します。具体的には次の表のとおりワゴン車を2台、軽四を4台削減することとします。また、リース期間がまだ残っていることから、期間が満了した車両から順次減車していくこととします。

また、令和4年度から次のとおり管理することとします。

- ・各課への配置とせず、すべての課の共有とし財政課住宅管財係が管理（契約、保険加入、修理など）します。
- ・鍵は1階の保健センターのキーボックスに備え付けます。
- ・使用する場合は、庁内ネットワーク上の各課共通フォルダにある公用車運行予約ファイルに入力して予約してもらいます。

【配置台数の推移】 ※詳細は別添資料のとおり。

車種	現在台数	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ワゴン	5	5	5	5	3(▲2)	3
バン	1	1	1	1	1	1
普通	2	2	2	2	2	2
軽四	10	7(▲3)	7	7	6(▲1)	6
計	18	15(▲3)	15	15	12(▲3)	12

【削減する車両】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
N-B0X (66-06)			セレナ (24-30)	
スペーシア (87-96)			セレナ (23-29)	
Nワゴン (24-59)			N-B0X (48-72)	

※スペーシア(87-96)は保育所配置のため、別車両を保育所へ配置換え。

(3) 期待される効果額（円）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
N-BOX 66-06	▲213,840	▲213,840	▲213,840	▲213,840	▲213,840
スぺーシア 87-96	▲158,436	▲211,248	▲211,248	▲211,248	▲211,248
Nワゴン 24-59	▲139,200	▲208,800	▲208,800	▲208,800	▲208,800
セレナ 24-30				▲244,860	▲419,760
セレナ 23-29				▲302,940	▲403,920
N-BOX 48-72				▲143,440	▲215,160
計	▲511,476	▲633,888	▲633,888	▲1,325,128	▲1,672,728

(4) 想定される課題への対応

① 外勤する用務があるのに車両がない場合

自家用車の公務使用を認め、燃料実費分相当額を支給することを検討します。

② 災害時などで車両が不足する場合

災害時における協定で車両の提供が協定内容に含まれている企業等からの車両で対応します。

6. 財源確保の取り組み

(1) 法定外目的税の検討

① 法定外目的税

法定外目的税は、特定の用途のみに税収を充てることができる法定外の税です。税収について用途が限定されていないものは法定外普通税となります。

地方団体は地方税法に定める税目以外に条例により税目を新設することができ、さらに平成12年の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。

② 導入を検討する法定外目的税

他の地方公共団体の事例などを参考にしながら様々な法定外目的税の導入について考察してきました。そのなかで「宿泊税」が今のところ現実的であると考えています。

比較的多くの自治体で検討されている税目で、道内では倶知安町が令和元年度から導入しており、北海道、札幌市、函館市、小樽市、ニセコ町でも導入を検討しています。

いずれも訪日外国人が10万人を超える市町村であり、江差町の場合、宿泊者の半数以上はビジネス客という状況ではありますが、北海道は魅力度ランキングにおいて常に上位であることや、当町は観光が主要産業の一つであり他の法定外目的税よりも比較的实现可能性が高いと考えることから、当町も「宿泊税」の導入について検討をします。

③ 導入の検討の取り組み

令和4年度中に、必要に応じて庁内の観光部門、政策部門、財政部門との協議や事業者との意見交換など行い、課題の整理などを行った上で導入の可否について判断していきます。

(2) 使用料の見直し

財源確保の対策として、使用料についても見直しを検討しました。その結果、「町有公共施設等の使用料の見直し（案）」のとおり取り組んでいくこととしました。

(3) 見直しの効果額

12千円

（令和4年度から分 12千円）

町有公共施設等の使用料の見直し（案）

収入の確保は財政基盤強化の重要な取り組みであり、その一つである町有公共施設等の使用料の値上げについてを検討してきました。

検討の結果、町有公共施設等の使用料は、2年前の令和元年10月に消費税率の改定に伴いほとんどの施設でおおよそ5%値上げしていることもあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響が長引くと想定されるなかで、度々値上げをして住民の負担を増加させることは時宜を得ないものであると考えました。

このことから、江差町総合運動公園についてのみ、下記のとおり使用料の値上げを検討していきます。

（1）江差町総合運動公園

他の施設に比較して町外の方がある程度利用している施設であることから、町外の方が利用する場合は5割増しとします。

【参考】

施設名	区分等	1時間当たり 使用料金	町外の方を5割増しとした 場合の効果額 (H30～R02の平均から算出)
テニスコート		200	約8,700円
	18時以降	1,040	
野球場		830	約3,200円
	18時以降	2,400	
サブグラウンド		310	0円
多目的広場	全部使用	1,570	約100円
	一部使用(1/2)	780	

7. ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策

(1) ふるさと納税

ふるさと納税の直近5か年の実績は下記表のとおりとなっています。50,000千円から60,000千円前後で推移しており、これまで令和元年度の約62,700千円が最も多い額でした。

町では、令和4年度に寄附額1.5億円を目指し、最終的には2億円が達成できることを目標に次のページに記載している取り組みをしていきます。

【表 平成28年度～令和2年度のふるさと納税実績】

年度	寄附金額
平成28年度	47,740,000円
平成29年度	55,428,000円
平成30年度	38,119,000円
令和元年度	62,694,000円
令和2年度	55,201,000円

ふるさと納税の増額に向けての取り組み（案）

I 目標

財源強化のため、ふるさと寄附金の増額に取り組みます。

目標は、寄附金額**2億円**です。まずは令和4年度は1.5億円をめざします。
そのため、次の6つの取り組みをしていきます。

- (1) 積極的なPRの取り組み
- (2) 返礼品の訴求力向上の取り組み
- (3) 返礼品の掲載数の増加の取り組み
- (4) 返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み
- (5) 返礼品の拡充支援の取り組み
- (6) 職員体制の見直しと業務の外注の検討の取り組み

II 取り組みする6項目の概要

(1) 積極的なPRの取り組み

ア. 取り組み内容

(広告によるPR)

- ・寄附額の増額に繋がるための経費に対して投資をすることも必要であることから、媒体を絞り込みながら広告を出して積極的にPRしていきます。

(ポータルサイトでの広告)

- ・ターゲットを絞らない広告（新聞や雑誌、電車の中吊り広告など）は効果検証が難しいため、広告媒体は、ふるさと納税のポータルサイトで実施します。

(直近の広告掲載予定)

- ・直近では、次のとおり広告を掲出します。その効果を図りながら今後の対策のあり方を検討していきます。

1) 掲出先 ふるさとチョイス（特集ページでのリンクバナー）

時 期 令和4年2月～3月、4月以降は2回（夏期1回、冬期1回を検討）

期 間 数週間～1月程度

2) 掲出先 楽天ホームページ（検索連動型広告）

時 期 令和4年3月

期 間 1年間

(経費割合への留意)

- ・ただし、寄附額に対する経費率として算入されることから、経費割合5割を超えないように留意する必要があります。

イ. 現状

(返礼品の拡充や数量確保に注力)

- ・これまでは返礼品の拡充や数量確保に重点を置き専門員の時間や労力を割いてきたことや経費を抑えるためなどの理由で特段のPRは行っていませんでした。

(2) 返礼品の訴求力向上の取り組み

ア. 取り組み内容

(写真などの見直し)

- ・ 返礼品の情報を伝えるためのポータルサイトの写真、文章などを見直しします。

(アピールポイントの見直し)

- ・ 返礼品を選ぶ際の基準の一つとして、返礼品自身が持つ魅力や訴求力もありますが内容量（何パック詰めにするか等）なども重要です。内容量やパッケージなどのアピールするポイントが何かを再検証し見直しをします。

(情報収集)

- ・ そのため、他市町村の事例などを参考にするなどして情報収集や研究を進めます。

イ. 現状

(寄附意欲の要因)

- ・ 写真映りや返礼品の情報を伝えるための文章などは寄附しようとする者の意欲を左右する要因の一つです。

(ノウハウ等の不足)

- ・ 写真撮りや紹介文章などはわずかに外部に委託している以外、ほとんど職員が行っていますが、ノウハウが不足していることや他の事務作業もあるなど時間的制約もあることから訴求力向上に至っていない現状です。

(3) 返礼品の掲載数の増加の取り組み

ア. 取り組み内容

(返礼品の掲載数)

- ・ 掲載が可能な返礼品はすべて掲載したほうが返礼品の選択肢が増えるため、寄附額や件数も増加することが期待できます。ふるさと納税を募集し返礼品を紹介している各ポータルサイトにおいて掲載している返礼品の数を増やすとともに、新規ポータルサイトへの出店を行います。

(事業者の掲載支援)

- ・ そのため役場職員が担う業務の効率化を図り、出品・掲載作業に注力できる体制を整備することで、掲載返礼品の数を増やしていきます。

イ. 現状

(返礼品掲載数のバラツキ)

- ・ 「さとふる」「ふるさとチョイス」「楽天」「三越伊勢丹」の4つのサイトでふるさと寄附金を募集していますが、それぞれのサイトで掲載している返礼品の数が異なっており、すべての返礼品を掲載できていないのが現状です。

(サイトごとの規格の違い)

- ・ これは、「三越伊勢丹」を除き、宣伝素材の作成から掲載に至る作業の全てを役場職員が担っており、かつ掲載するための作業、画像データの規格や掲載の方法、手続き手順などがサイトごとに異なっていることから、専門員の能力に比して作業量が過大であることが原因です。

※「三越伊勢丹」はバイヤーが返礼品を選んで掲載していく仕組みなので町が関与す

る余地はほとんどありません。)

(4) 返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み

ア. 取り組み内容

(返礼品の確保)

- ・「北海道産」の生鮮品の人気は高く、数量を確保すること、出品数を増やすことでより多くの寄附を集めることができます。特に寄附が集中する時期（特に年末）においても返礼品が確保できるよう、在庫数を増やすための方策を事業者と協議します。

また、在庫切れリスクを分散させるために、町内の既存商品から新規返礼品の発掘を進めます。

(確保のための支援)

- ・返礼品を確保するために抱える在庫のコストや保管スペースの確保に対し、支援策（買い上げ制度や融資制度などのコスト軽減策、インセンティブのための奨励金制度など）を検討します。

(町と事業者の協調)

- ・事業者がふるさと納税への返礼品の出品が売り上げ増加の可能性を大いに秘めていることを理解してもらい、在庫コストや保管スペースといった課題を町と事業者で協調して解決できるよう努めます。

イ. 現状

(出品停止の事例)

- ・これまでも幾度か在庫がなくなったり漁期が終了したりということで返礼品の出品を停止した事例があります。

(保管スペースやコストの問題)

- ・大半が小規模な個人経営の事業者であることもあり、返礼品の保管スペースの問題や在庫コストの問題があることも大きな要因の一つとなっています。

(ふるさと納税への姿勢)

- ・また、必ずしもふるさと納税の返礼品が売り上げの多くを占めていないことから在庫を抱えることなどに消極的な傾向であることも要因となっています。

(能力上の限界)

- ・さらに、事業者の製造能力や職員の一連の事務を遂行する限界もあり、出品数をなかなか増やすことが困難な現状です。

(5) 返礼品の拡充支援の取り組み

ア. 取り組み内容

(加工品の拡充支援)

- ・収穫量や漁獲量に左右されず保存期間が比較的長い加工品を返礼品に加えることができれば、多数の返礼品を安定的に出品することができます。原材料が自町産でなくても加工が自町であれば返礼品として認められます。そのため原材料を確保することが現在よりも容易となるほか、新たな返礼品を考える幅が広がります。

(加工場整備等の支援の検討)

- ・返礼品を拡充するため加工品を出品するための加工場の整備や拡充の支援を事業者と

ともに検討します。

イ．現状

（収獲量・漁獲量の不安定性）

- ・ 返礼品のほぼすべてが収獲・漁獲したものをそのまま出品しているものであることから、天候といった自然現象などに出品数が左右されることがあります。

（加工品設備の不足）

- ・ 加工品を作るための設備がない事業者がいたり、設備があっても今以上にふるさと納税として出品するためには既存施設では不足している場合があります。

（設備投資リスク）

- ・ 新たに整備するにしても既存のものを拡張するにしても設備投資が求められ、そのリスクが事業者の足かせとなっていると考えられます。

（６）職員体制の見直しと業務の外注の取り組み

ア．取り組み内容

（職員増員）

- ・ 会計年度任用職員１名を新たに配置することを検討します。

（一部業務の委託）

- ・ また、手続き関係業務の一部をポータルサイト運営事業者などに委託することを検討します。

（専門員の時間と能力の集中投入）

- ・ 手続き関係の業務を会計年度任用職員が担うこと及び一部を委託することにより、専門員が取り組みの（１）から（５）に十分な時間と労力を投入することができます。

イ．現状

（専門員の多様な業務）

- ・ 現在、ふるさと納税専門員は１名であり、以下の業務をすべて一人で遂行しています。

返礼品出品

事業者との交渉

寄附に係るワンストップ特例に係る事務

委託料支払い事務

決裁手数料支払い事務 など

（寄附が集中する時期の状況）

- ・ 特に年末などの寄附が集中する時期においてそれらの業務に忙殺されて、返礼品の拡大・充実や事業者へのフォローなどが十分にできているとは言い難いのが現状です。

(2) 企業版ふるさと納税

現在、次のような対策に取り組んでいます。引き続きこの対策を取り進めるほか、不断に拡充策を検討していきます。

- ・各課及び各職員から寄附の依頼を検討することができそうな企業を集約します。
- ・上記企業にリーフレットなどを送付したり、職員が訪問したりしてPRします。
- ・町長の出張などの機会を利用して積極的に企業を訪問してPRします。

(3) 見直しの効果額

35,000千円

(令和4年度から分 35,000千円)

※ 増額となる寄附額(目標寄附額150,000千円から令和3年度に予算計上している寄附額80,000千円を引いた70,000千円)から、返礼品やポータルサイト手数料、送料などの経費を差し引いた額を効果額としています。

8. 効果額のまとめ

財政基盤強化対策の取り組みをすることによって期待される効果額をまとめると次のようになります。

(千円)

	年度 項目	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計
歳入	使用料の見直し	12	12	12	12	12	60
	ふるさと納税の増額対策	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	350,000
歳入計 ①		70,012	70,012	70,012	70,012	70,012	350,060
歳出	補助金等の見直し	32,463	37,737	37,837	37,837	37,837	183,711
	事務事業の見直し	96,455	96,455	99,518	99,518	99,518	491,464
	公用車の配置台数の見直し	511	634	634	1,325	1,673	4,777
	ふるさと納税の増額対策	-35,000	-35,000	-35,000	-35,000	-35,000	-175,000
歳出計 ②		94,429	99,826	102,989	103,680	104,028	504,952
効果額 ①+②		164,441	169,838	173,001	173,692	174,040	855,012